

山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に 関する要綱

(趣旨)

第1条 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した市町村（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の

補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。)

(対象自然災害)

第3条 この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)その他の関係通知等に基づき乙が行う。

(支援金の支給)

第5条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主(以下「被災世帯主」という。)に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯(以下「単数世帯」という。))を除く。以下第6項までにおいて同じ。)のうち第2条第2号アからエまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円。以下「基礎支援金」という。)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額(以下「加算支援金」という。)を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(3) その居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。

5 被災世帯のうち第2条第2号オに該当するものの被災世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 50万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、第2項、第3項及び第5項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、第5項中「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。
- 8 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

第6条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
- (3) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
- (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したこと、又はしようとなることが確認できる契約書等の写し

(5) その他、甲が指示する書面等

- 2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
- 4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

- 第7条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。
- 2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

（決定の通知）

- 第8条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書（様式第4号）により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

（支給決定の取消）

- 第9条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。
 - (2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。
- 2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書（様式第5号）により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

（支援金の返還）

- 第10条 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書（様

式第6号)により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

- 2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

第11条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

- 2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。
- 3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。
- 4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に申請事由が生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

災害名 [市町村記入欄]

様式第1号 (第6条第1項関係)

山梨県・市町村被災者生活再建支援金支給申請書

令和 年 月 日

(市町村経由)

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

山梨県・市町村被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号

世帯主以外の方が申請する場合はその理由:

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

①数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください (単数 ・ 複数)

②世帯主の氏名 フリガナ

③被災した住宅の住所

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所 電話番号

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

Table with columns: 金融機関名, 支店名等, 種別, 口座番号

IV 住宅の被害状況を○で囲んでください。(被災日: 令和 年 月 日)

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊) 半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由:

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		半壊解体・敷地被害解体の場合は、その理由
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			申請額(A-B) : 万円
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		申請額(C-D) : 万円	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯		
建設・購入	200万円	150万円			申請額(C-D) : 万円	
補修	100万円	75万円				
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円		
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円		75万円
	補修	50万円	37.5万円			
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円		18.75万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

VI 私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

署名 _____

----- 市町村記入欄 -----

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

担当部署

担当者 職・氏名

様式第2号（第6条第4項関係）

○ 第 ○○○○ 号
令和 年 月 日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町村長 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村被災者生活再建支援金支給申請について（進達）

令和 年 月 日に申請された添付の山梨県・市町村被災者生活再建支援金支給申請書については、次の意見を添えて送付します。

支給とする。

支給内容	(1) 基礎支援金	円
	加算支援金	円
	支援金合計額	_____円
	うち市町村負担分	_____円
(2) 支給方法 口座振込支給		

不支給とする。

理 由

担当課名：
担当者：
連絡先：

様式第4号（第8条関係）

○ 第 ○○○○ 号
令和 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村被災者生活再建支援金の決定通知書

令和 年 月 日に申請された山梨県・市町村被災者生活再建支援金の支給については、次のとおり決定しますのでお知らせします。

支給します。

支給内容	(1) 基礎支援金	円
	加算支援金	円
	支援金合計額	_____円
	うち市町村負担分	_____円
	(2) 支給方法	口座振込支給（振込日 _____（予定））

◎山梨県・市町村被災者生活再建支援金は、山梨県とお住まいの市町村が費用を負担して支給するものです。

〔支給の条件〕

山梨県・市町村被災者生活再建支援金支給申請書及び添付書面等に記載した内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けてください。

不支給とします。

理 由

様式第5号（第9条第2項関係）

○ 第 ○○○○ 号
令和 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

令和 年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した山梨
県・市町村被災者生活再建支援金については、次の理由により支給決定の
（全部・一部）を取り消します。

〔理由〕

様式第6号（第10条第1項関係）

○ 第 ○○○○ 号
令和 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村被災者生活再建支援金返還請求書

令和 年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した山梨県・市町村被災者生活再建支援金については、次により返還してください。

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- (1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。